

水先業務運営主体の
あり方について(案)
(事務局提出資料)

水先業務運営主体のあり方について（案）

1. 水先業務運営主体の法人化について

(1) 水先業務は、個々の水先人が有する知識・技能等をベースに、個々に船舶に乗り込んで目的地まで安全かつ効率的に導くといった業務形態で行われ、水先免許制度は、このような水先業務を行う水先人が必要な知識技能を有することを国が確認することにより安全確保を図ろうとするものであることから、免許の対象は、制度上個人が前提となる。

(2) その場合であっても、水先業務運営主体の法人化に関しては、水先制度の目的である安全確保等の観点のほか、業務運営の効率性、合理性等を勘案して以下のような整理が適当であると考えられる。

各水先人が任意で法人を設立し、法人として引受主体となることを認めることについては、前回の懇談会において、「そのような法人を設立し、法人が引受主体となることについて、一定の社会的効用があると考えられる場合には、一定の要件を満たすことを条件に認めることも可能ではないか」と整理したところであるが、水先人が法人を設立して船社との関係で当該法人が契約主体となり、法人として業務を遂行する責務を果たすこととすれば、次のような効果があると考えられることから、法人形態による業務の遂行を制度として認めることが適当であると考えられる。

- イ．ユーザーに対する責務の確実な遂行の確保
- ロ．業務運営や経理内容の透明化
- ハ．効率的な業務実施の促進

なお、引受主体の法人化を義務付け、個人事業主の形態での業務遂行を禁止することについては、水先業務自体の性格、一身専属的な免許制との関係等を考慮した上、上記法人化の理由を勘案すると、法人化を義務づける程の合理性は無いと考えられることから、法人化の強制は困難であると考えられる。

また、当該引受法人を1個に限定するか否かについても、現在の水先業務引受主体たる個人事業主は既に制度上複数存在しており、今般、新たに認める当該引受法人についてもこれを1個に限定する合理性は無く、当該引受法人を1個に限定はしないこととする。

2. 法人の形態について

引受主体の法人化については、前回の懇談会において整理したもの等を併せると、以下の要件を満たすものであることを前提として認めることとすべきである。

法人の形態は、水先人を構成員（社員）とする人的組織体でなければならないこと。

賠償責任については、第三者に対しても有限責任を主張できること、又は、保険等でカバーできること等、当該法人全体の業務停止が避けられるものであること

法人の設立、兼業・出資のあり方、社員（構成員）資格、法人の合併・解散等に関し、法人の業務遂行能力確保、業務運営の適正化確保の理由から、所要の規制等が必要であること。

【他の資格制度における引受主体の法人化の例】

弁護士（弁護士法）

- * 法人名：弁護士法人
- * 社員：弁護士に限定
- * 業務の範囲：弁護士が行うことができる業務に限定
- * 公的関与：設立、解散、合併の届出、定款の変更届出、財務諸表作成義務

公認会計士（公認会計士法）

- * 法人名：監査法人
- * 社員：公認会計士に限定（5名以上）
- * 業務の範囲：公認会計士が行うことができる業務に限定
- * 公的関与：設立、解散、合併の届出、定款の変更届出、財務諸表作成・提出義務、
処分等

税理士（税理士法）

- * 法人名：税理士法人
- * 社員：税理士に限定（2名以上）
- * 業務の範囲：税理士が行うことができる業務に限定
- * 公的関与：設立、解散、合併の届出、定款の変更届出、財務諸表作成義務、
処分等

以 上